

商工会会員の皆様へ

全国商工会連合会 情報漏えい保険

2018年4月1日始期より、オプションで
サイバーリスク補償(サイバーリスク保険)をご用意致しました！

このご案内書は、上記保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。

上記保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。

詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。

To Be a Good Company



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

1. 本年度の特徴

保険契約者：全国商工会連合会
記名被保険者：商工会の会員事業者の皆様

本年度より、

・基本補償（個人情報漏えい保険）

・サイバーリスク補償（サイバーリスク保険）

を**ご選択**のうえ、ご加入頂けるようになりました！

近年増加している標的型メールやランサムウェア等への備えとして、是非ご検討下さい！

2. 補償制度のご案内ー約款構成

既存制度

基本補償（個人情報漏えい特別約款＋個人情報漏えい対応費用担保特約条項）
＋
(1)法人情報漏えい担保特約条項（全件付帯）
(2)クレジットカード番号等漏えい保険担保特約条項（任意付帯）
(3)e-リスク担保特約条項（任意付帯）

情報漏えい保険

本年度より新たに追加された制度

サイバーリスク補償（賠償責任保険普通保険約款＋情報通信技術特別約款）
＋
(1)ITユーザー条項（リスク区分により自動付帯）
(2)サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（自動付帯）
(3)ネットワーク中断担保特約条項（任意付帯）

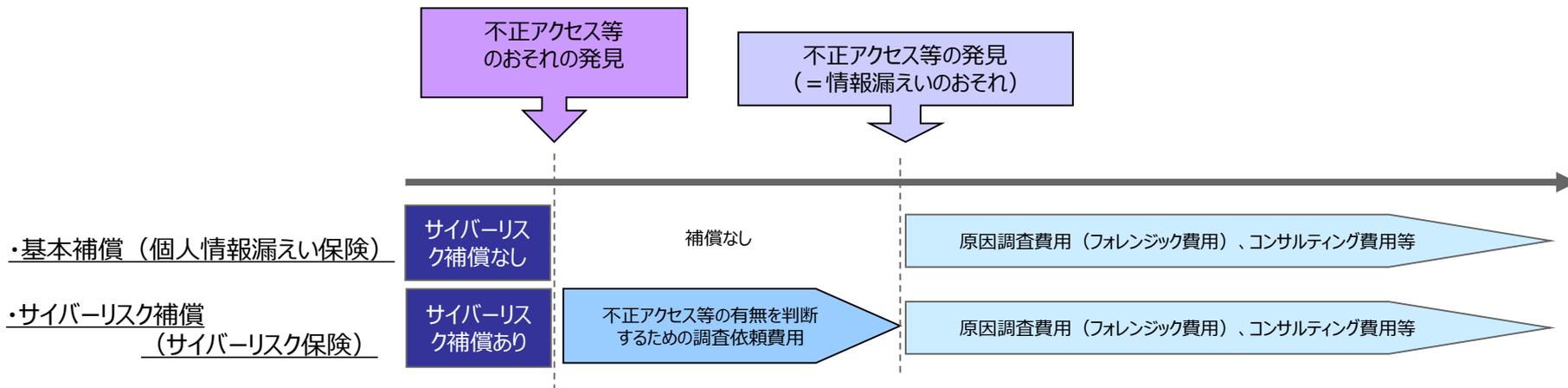
サイバーリスク保険

本年度よりどちらかをご選択いただき、ご加入ください！

3. 基本補償 と サイバーリスク補償 の比較

(個人情報漏えい保険)

(サイバーリスク保険)



サイバーリスク補償のポイント

- 1 不正アクセス等のおそれの発見時点から必要となる費用を補償！また、情報が漏えいしていない非公表の事象でも、原因調査費用等の各種費用が補償されます。
- 2 個人情報の漏えい時の見舞金等の支払いに関する公表要件も、被害者に対する詫言の送付で可。
- 3 データ復元費用、クレジットカード不正使用のモニタリング費用まで補償されます。
- 4 訴訟提起地は「全世界」 ネットワークは世界中につながっているため、「全世界」をおすすめします。
- 5 サイバーリスクに関する情報や教育支援ツール、サイバーリスクベンチマークレポートを無料でご提供するサービスが付帯されます。
- 6 リスク区分「金融機関、マスコミ、地方公共団体」のお引き受けも可能です。

4. ご加入パターン

~ご加入手順~

- ① 補償をご選択：基本補償 or サイバーリスク補償
- ② ご加入パターンをご選択：基本補償の場合・・・A～E
サイバーリスク補償の場合・・・1～4

・基本補償（情報漏えい保険）

パターン	賠償責任部分 支払限度額（1請求・保険期間中） (*1)	費用特約部分 支払限度額（1事故・保険期間中）
A	1 0 0 0 万円	100万円
B	3 0 0 0 万円	3 0 0 万円
C	5 0 0 0 万円	5 0 0 万円
D	1 億円	1 0 0 0 万円
E	3 億円	3 0 0 0 万円

※免責金額：1請求10万円、1事故10万円

・法人情報漏えい担保特約条項の支払限度額は上記支払限度額と共有です。（ただし、賠償責任部分については、上記支払限度額または1億円のいずれか低い額となります。）

(*1) 個人・法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して他人（個人・法人情報の委託元事業者等）が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害については、「費用特約部分」と同額の支払限度額（サブリミット＝賠償責任部分の支払限度額の範囲内で適用される限度額）が適用されます。加入依頼書の「補償内容」欄にある「サブリミット」欄には、この支払限度額が記載されます。

(例) 取引先B社が収集した顧客名簿を受託してデータベース化する業務を請け負っているA社（被保険者）が、その名簿を流出させてしまった。B社は、謝罪広告の掲載、顧客に対するお詫び状の送付を行い、費用を支出した。B社は、同社が支出した費用について、A社に対して損害賠償を請求した。A社がB社に対して負担する損害賠償責任について支払われる保険金には、サブリミットが適用されます。

(*2) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の売上高（IT業務を含むすべての売上高）に基づいて保険料を算出します。なお、ご申告頂いた売上高が事実よりも過小であった場合には、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

・サイバーリスク補償（サイバーリスク保険）(*2)

パターン	1請求	保険期間中
1	3 0 0 0 万円	3 0 0 0 万円
2	5 0 0 0 万円	5 0 0 0 万円
3	1 億円	1 億円
4	3 億円	3 億円

※免責金額：1請求10万円

※上記は賠償責任部分の支払い限度額です。費用部分の支払い限度額はP.19以降をご参照ください。

5. 基本補償の概要

個人情報の漏えいまたはそのおそれについて負担した次の損害に対して、
保険金をお支払いする保険です！

個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、
被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する
ことによって被る損害

ただし、漏えいまたはそのおそれ起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に
限ります。

【賠償責任部分】 （個人情報漏えい特別約款）

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 損害防止軽減費用
- ④ 緊急措置費用
- ⑤ 協力費用

+

個人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、
被保険者が事故対応期間内に生じた個人情報
漏えい対応費用を負担することによって被る損害

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが保険期間中に発生し、そのことが被保険者の公
的機関に対する文書による届出もしくは報告等、または新聞・テレビ等の媒体による発表や報
道により客観的に明らかになった場合に限りま。

【個人情報漏えい対応費用部分】 （個人情報漏えい対応費用担保特約条項）

- ① 謝罪会見・謝罪広告費用
- ② 事故対応・解決費用
- ③ 被害者への見舞金・見舞品購入費用
- ④ コンサルティング費用・弁護士報酬

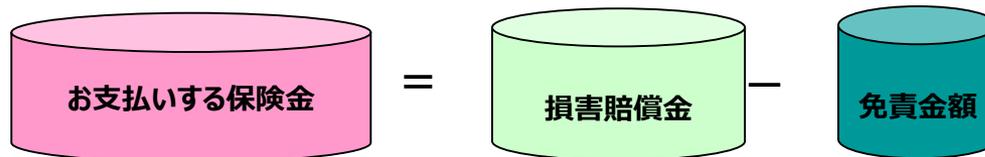
被保険者の範囲 : ① 記名被保険者（個人情報を取り扱う事業者（個人事業主を除きます。））
② ①の役員または使用人（①の業務に関する場合に限りま。）

保険期間 : 1年間

5. 保険金のお支払方法

<賠償責任部分>

【損害賠償金】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします（支払限度額が適用されます。）。



【各種費用】原則としてその全額がお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、争訟費用については「損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。



<個人情報漏えい対応費用部分>

【個人情報漏えい対応費用】実際に支出した費用の合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします（支払限度額が適用されます。）。



5. お支払いする保険金【賠償責任部分】

以下の損害賠償金・費用に対して保険金をお支払いします！

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う 損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

5. お支払いする保険金【個人情報漏えい対応費用部分】

以下の費用に対して保険金をお支払いします！

- ① 謝罪費用・会見費用
 - ② 事故原因調査費用
 - ③ 他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用
 - ④ 通信費・お詫び状作成費用・コールセンター委託費用
 - ⑤ コンサルティング・弁護士報酬費用（ただし、弊社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。）
 - ⑥ 記名被保険者の使用人の超過勤務手当、記名被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費
 - ⑦ 被害者への見舞金・見舞品購入費用
謝罪のために被害者に対して支出する見舞金、金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用、見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。
- ただし、次のものを含まません。
- ① この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
 - ② 金利その他資金調達に関する費用
 - ③ 記名被保険者の役員に対する報酬・給与
 - ④ 賠償責任部分にて支払対象となる損害
 - ⑤ ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用

※詳細は、保険約款でご確認ください。

5. 特約条項

●法人情報漏えい担保特約条項（全件付帯）

法人情報（※）の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が負担した次の損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(賠償損害)
 ただし、次の事由等に起因する損害は、補償対象外です。
 - ア. 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
 - イ. 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求
 - ウ. 賠償責任部分でお支払いの対象とならない事由等 等

- ② 事故原因調査費用や見舞品購入費用など、被保険者が事故対応期間内に生じた法人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害(費用損害)
 ただし、次の事由等に起因する損害は、補償対象外です。
 - ア. 被保険者が第三者に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求により生じた費用
 - イ. 個人情報漏えい対応費用部分でお支払いの対象とならない事由等 等

※ 実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

以下、オプションにより補償内容の拡充が可能です！

●クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項

賠償責任部分ではお支払いの対象とならない「クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害」に対して、保険金をお支払いする特約です。

5. 特約条項

● e-リスク担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故（他人の業務の休止・障害、電子情報の消失・損壊または人格権侵害（個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。））について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

- ① コンピュータ・ウイルスの感染
- ② 第三者による不正アクセス
- ③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵

ただし、次の事由等に起因する損害は、補償対象外です。

ア. 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

イ. 電子マネー

ウ. ソフトウェア開発またはプログラム作成

エ. 対象業務の結果を利用して、製造、加工等の工程を経て製作された製品、半製品等の財物の不具合

オ. 対象業務の履行不能または履行遅滞

カ. 被保険者の支払不能または破産

キ. 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合

ク. 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合

ケ. 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

コ. 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任

サ. 対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。）

※各オプションの詳細は、保険約款でご確認ください。

等

● 求償権不行使特約条項

被保険者に保険金をお支払いした後に保険会社に移転する委託先事業者（下請業者、運送業者等）への求償権を不行使とする特約です。（本特約の付帯には一定の条件がありますので、詳細は取扱代理店または引き受け保険会社までお問合せください。）

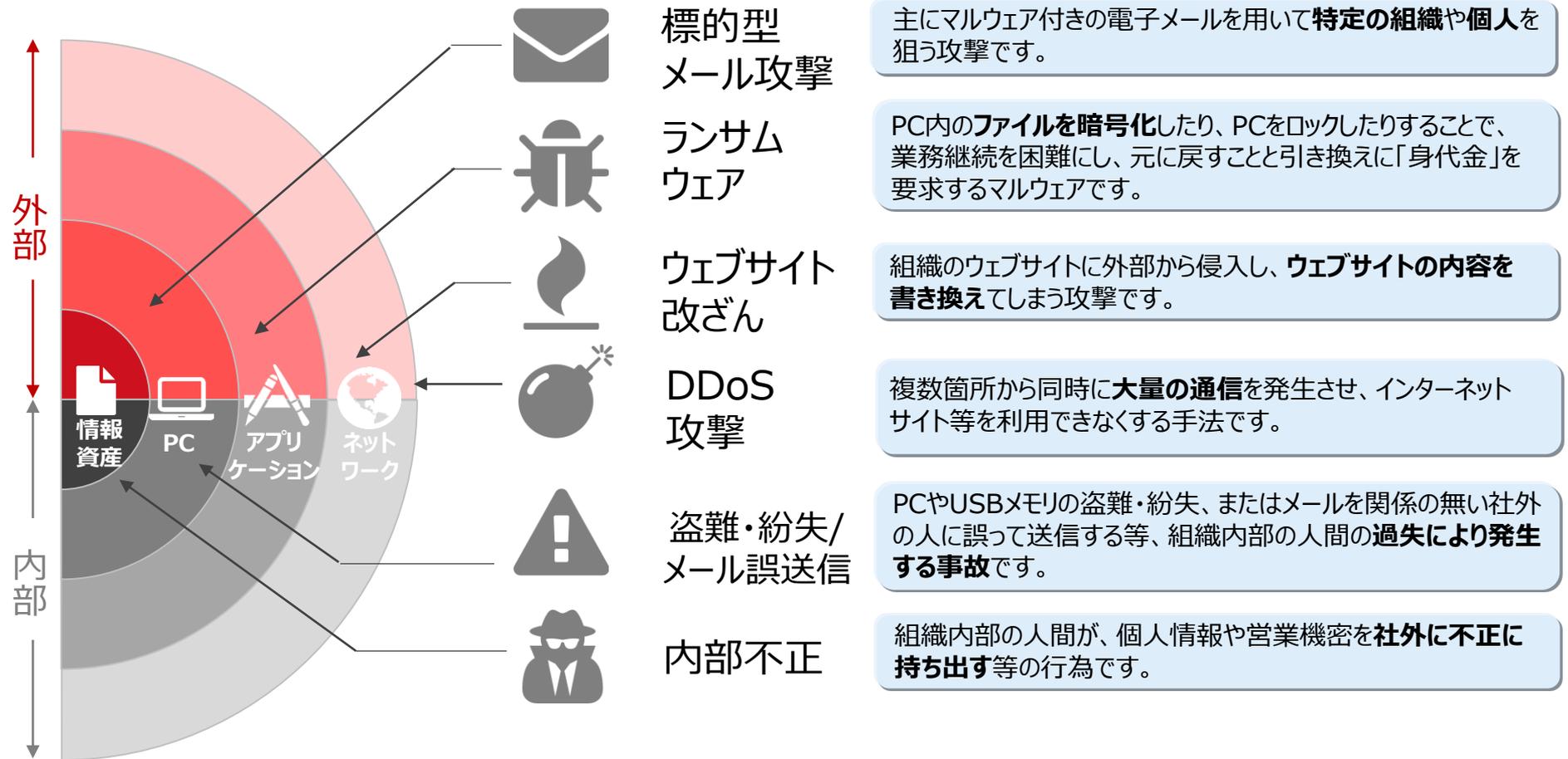
5. 用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
記名被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
個人情報	<p>個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。）</p> <p>イ. 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>個人識別符号とは次のものをいいます。</p> <p>ア. マイナンバー</p> <p>イ. 運転免許証番号</p> <p>ウ. 旅券番号</p> <p>エ. 基礎年金番号</p> <p>オ. 保険証番号</p> <p>カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号</p>
漏えい	個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
事故対応期間	保険契約者、被保険者または弊社のいずれかが最初に個人情報の漏えいまたはそのおそれを発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

6. サイバーリスクの脅威

サイバー攻撃は、手口が巧妙化しており、攻撃件数も今後さらに増加することが懸念されています。強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除することは困難です。



サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を **包括的に補償** します。

6. サイバーリスク補償の概要（本年度よりオプション追加）

被保険者の範囲

- ① 記名被保険者（貴社）
- ② 記名被保険者の役員または使用人（①の業務に関する場合に限り。）

商品構成

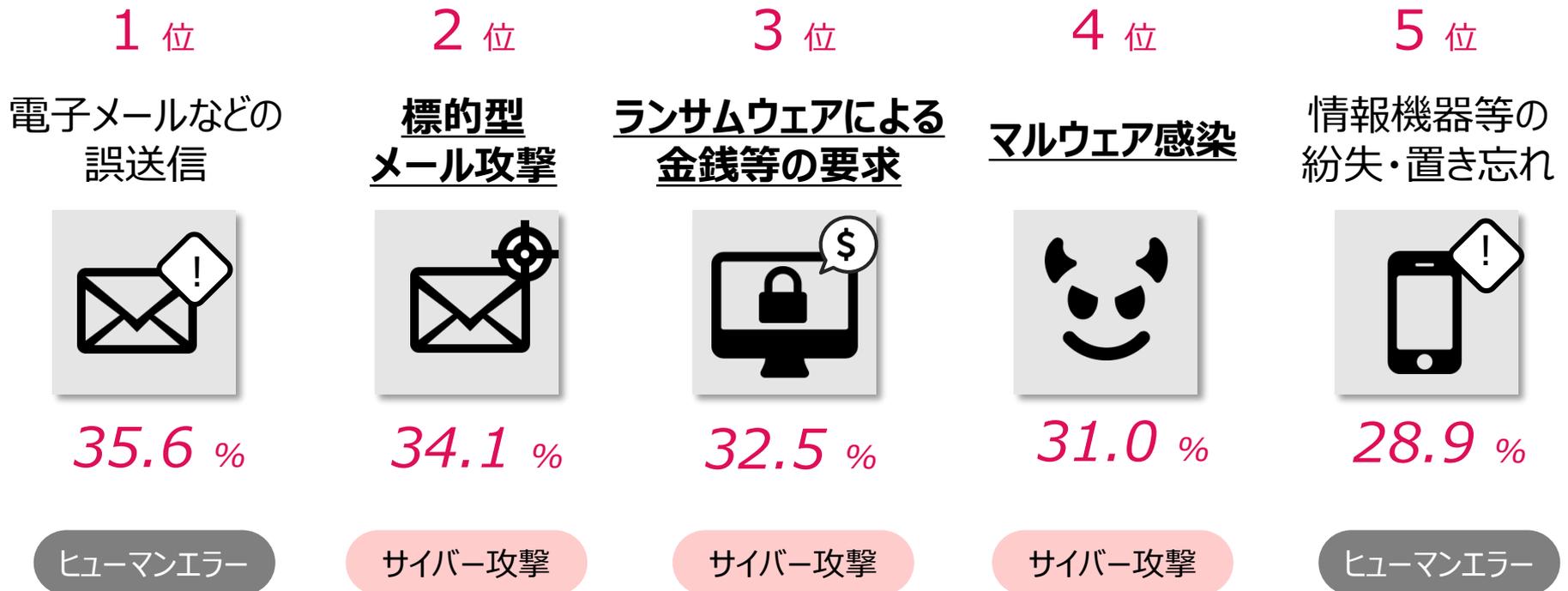
補償の種類		主な補償内容
賠償責任保険普通保険約款 + 情報通信技術特別約款	(1) ITユーザー条項（基本補償）(*1)	損害賠償金
		争訟費用 等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）	危機管理対応費用
		訴訟対応費用
	(3) ネットワーク中断担保特約条項（オプション）	喪失利益 等
		営業継続費用

(*1) IT業務条項不担保特約条項がセットされている前提となります。

6. サイバーリスク補償の概要

近年、企業の情報セキュリティに関する事故は『ヒューマンエラー（内部原因）』から、『サイバー攻撃』によるものが台頭し、より対策が難しくなっています。

Q. 過去1年間で発生した情報セキュリティに関する事件・事故はありますか

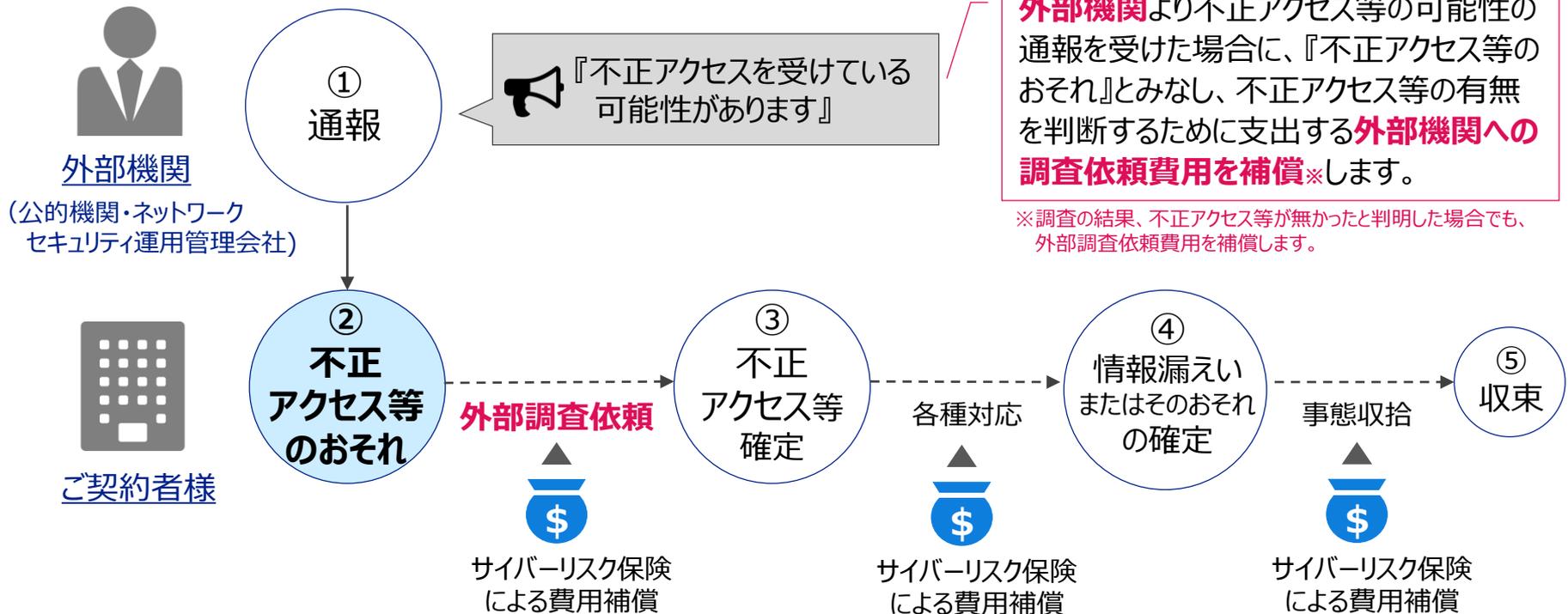


出典) NRIセキュアテクノロジーズ「企業における情報セキュリティ実態調査2017」

6. サイバーリスク補償の概要

不正アクセス等が確定する前の、『不正アクセス等のおそれ』が発見された時の外部機関への調査依頼費用も補償の対象となります。

事故発生から収束までの一般的な対応フロー



期待効果

外部調査依頼費用を保険金で賄うことで、早期に十分な調査ができ、被害拡散防止も期待できます。

6 - (1) ITユーザー条項

保険金をお支払いする場合

記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等（ITユーザー行為）に起因して発生した次のいずれかの事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ①他人の事業の休止または阻害
- ②他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ③情報の漏えいまたはそのおそれ（紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについてはITユーザー行為に起因するかどうかは問いません。）
- ④人格権侵害
- ⑤著作権の侵害
- ⑥その他の不測の事由

※日本国外で発生した他人の損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

支払限度額等

ITユーザー条項（基本補償）で弊社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご契約時に設定した支払限度額（1 請求・保険期間中ごとに設定）が限度となります。また、賠償責任に関するすべての保険金（次ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）を合算して、ご契約時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。なお、免責金額はご契約時に設定します。

※実際の支払限度額・免責金額の設定金額については、「お見積り」をご確認ください。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、（2）サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）・（3）ネットワーク中断担保特約条項（オプション）でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

6 - (1) ITユーザー条項

お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。	損害賠償金	—	免責金額
各種費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。			

6 – (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）

① 危機管理対応費用

保険金をお支払いする場合

セキュリティ事故に起因して事故対応期間(*1)内に生じた危機管理対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

セキュリティ事故とは

次の事由またはそれを引き起こすおそれのある不正アクセス等をいいます。ただし、次ページから記載の危機管理対応費用のクまたはケの費用のうち、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用についてのみ、不正アクセス等のおそれを含みます。

記名被保険者の業務におけるネットワークの所有・使用・管理等（I Tユーザー行為）に起因して発生した次のいずれかの事由（*2）

- ア. 他人の事業の休止または阻害
- イ. 他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損
- ウ. 情報の漏えいまたはそのおそれ（紙または磁気ディスク等の紛失、盗取、詐取や記名被保険者の使用人による持ち出し等によるものを含み、これらについてはI Tユーザー行為に起因するかどうかは問いません。）
- エ. 人格権侵害
- オ. 著作権の侵害
- カ. その他の不測の事由

(*1) 被保険者がセキュリティ事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。

(*2) I T業務条項不担保特約条項がセットされている前提となります。

※ 被保険者がセキュリティ事故を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を弊社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

6 - (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）

① 危機管理対応費用

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

次の費用のうち、セキュリティ事故に対応するために直接必要なものをいいます。
ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りま。

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額		
		1 被害者・被害法人	1 事故・保険期間中	保険証券の記載欄
ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）ただし、イ以下に規定するものを除きます。 イ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ウ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 エ. 通信費もしくは詫状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. 記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	-		「危機管理対応費用 (a)」欄
カ. 情報の漏えいまたはそのおそれが発生した被害者に対して謝罪のために支出する次の費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま。(*1) (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）	100%	被害者1名につき500円	次のいずれか低い額	
キ. 被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）(*1)	100%	被害法人1社につき3万円	① パターンごとの「支払限度額（1 請求）」欄に記載された金額 ② 1 億円	
ク. セキュリティ事故発生時の以下の費用 (ア) ITユーザー条項（基本補償）において保険金の支払対象となる事由または不正アクセス等の原因調査のために支出する費用 (イ) 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合に限りま。 (ウ) セキュリティ事故に関して支出する弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。）ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま。 (エ) セキュリティ事故発生時の対策もしくは再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出する費用に限りま。 (オ) 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用。ただし、不正アクセス等が生じていた場合に限りま。	100%	-		
※「ク.」の費用については、下記（i）（ii）で縮小支払割合・支払限度額が異なります。 （i）セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、次のいずれかの事由により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合 ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りま。） ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③ 被害者または被害法人に対する詫状の送付				

6 - (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）

①危機管理対応費用

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等（前頁続き）

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額		
		1 被害者・被害法人	1 事故・保険期間中	保険証券の記載欄
(ii) (i) 以外の場合（結果として (i) に該当する場合を除きます。）				
ケ. 不正アクセス等のおそれが次のいずれかによって発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する外部機関への調査依頼費用（不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用を含みます。）ただし、不正アクセス等が生じていた場合を除きます。 ① 公的機関からの通報（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。） ② 記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告	75%	-	1,000万円	「危機管理対応費用 (b)」欄
コ. セキュリティ事故により消失もしくは損壊したデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま。	100%	-	1,000万円	「危機管理対応費用 (c)」欄
サ. 情報が漏えいした被害者のクレジット情報について、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りま。	100%	-	500万円	「危機管理対応費用 (d)」欄

(*1) セキュリティ事故のうち情報の漏えいまたはそのおそれが発生した場合において、弊社が保険金をお支払いするのは、次のいずれかの事由により、情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限りま。

- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限りま。）
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③ 被害者または被害法人に対する詫び状の送付

※ 個々の費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いしま。ただし、支払限度額が限度となりま。免責金額は適用いたしません。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となりま。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

6 – (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）

② 訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用を支出したことによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者が保険期間中に損害賠償請求をなされた場合に限りです。

支払限度額等

支払限度額	1請求	保険期間中	免責金額
	1,000 万円	1,000 万円	なし

※ 下記の費用損害額に対して支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる費用

次の費用のうち、被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。ただし、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。

訴訟対応費用

- ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費
- ウ. 増設コピー機のリース費用
- エ. 意見書・鑑定書の作成費用
- オ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

6 – (3) ネットワーク中断担保特約条項（オプション）

保険金をお支払いする場合

不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワークを構成するIT機器等の機能が停止すること（以下ネットワーク中断担保特約条項において、「事故」といいます。）によって、IT機器等を用いて記名被保険者またはその従業員その他記名被保険者の営業の補助者が、日本国内において行う営業の遂行の全部または一部が休止または阻害されたために被保険者に生じた利益損害（喪失利益および収益減少防止費用）および日本国内で生じた営業継続費用を補償します。保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に発生し、かつ、事故が連続して免責時間を超えて継続した場合に限ります。

支払限度額等

	利益支払限度額／営業継続費用保険金額	約定支払期間/約定復旧期間	免責金額（1事故）/免責時間
利益損害（喪失利益・収益減少防止費用）	ご契約時に設定（*1）	12か月（約定支払期間）	100万円/ご契約時に設定（*2）
営業継続費用	ご契約時に設定（*1）	12か月（約定復旧期間）	100万円/ご契約時に設定（*2）

（*1）ITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額の50%以内で設定いただけます。（*2）2時間以上で設定いただけます。

※利益損害で当社が支払う保険金の額は、喪失利益および収益減少防止費用の合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、利益支払限度額が限度となります。

※営業継続費用で当社が支払う保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、営業継続費用保険金額が限度となります。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、ITユーザー条項（賠償責任部分）で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

お支払いの対象となる損害

喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損害のうち、付保経常費（全経常費）および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために事故発生の後、支払期間終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額。ただし、次の費用は追加費用に含まないものとします。 ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 イ. 事故が発生したIT機器等を事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含まれるものとします。 ウ. 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価額 エ. 収益減少防止費用として支払われる金額

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

6 - (3) ネットワーク中断担保特約条項（オプション）

お支払いする保険金

喪失利益

喪失利益の額は、収益減少額に利益率を乗じた額から支払期間中に支出を免れた付保経常費を差し引いた額とします。

$$\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$$

利益率の算式

直近の会計年度（*1）の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \text{営業収益}$$

直近の会計年度（*1）における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \text{営業収益}$$

(*1) 会計年度は、いずれも1年間とします。

収益減少防止費用

収益減少防止費用の額は、収益減少防止費用に付保率を乗じた額とします。
ただし、収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が、お支払いの限度となります。

$$\text{収益減少防止費用の額} = \text{収益減少防止費用} \times \text{付保率}$$

付保率の算式

直近の会計年度（*1）の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \left(\text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

直近の会計年度（*1）における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left(\text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \left(\text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

(*1) 会計年度は、いずれも1年間とします。

6 – (3) ネットワーク中断担保特約条項（オプション）

お支払いする保険金（続き）

営業継続費用

営業継続費用に対して、保険金をお支払いします。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

6. 用語の意味

このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

ITユーザー行為	<p>記名被保険者の業務における次の行為をいいます。</p> <p>ア. ネットワーク（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理</p> <p>イ. アのネットワーク上におけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するネットワークで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）</p>
ネットワーク	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。以下同様とします。）を含みます。</p>
不正アクセス等	<p>記名被保険者が使用または管理するネットワークに対して、正当な使用権限を有さない者によって行われる次の行為をいいます。</p> <p>ア. 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為</p> <p>イ. 大量のデータを送りつけるD o S 攻撃</p> <p>ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール</p> <p>エ. ネットワーク上で管理されるデータベースにSQL文を注入し、データベースを改ざんまたは不正に情報を入手するSQLインジェクション</p> <p>オ. その他アからエまでに類似の行為</p>
DoS攻撃	<p>ネットワークに不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。</p>
事故対応期間	<p>被保険者がセキュリティ事故（セキュリティ事故の定義については、P.25の「セキュリティ事故とは」をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。</p>
情報の漏えい	<p>個人情報または法人情報の漏えいをいいます。</p>
漏えい	<p>次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。</p> <p>ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）。</p> <p>イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。</p>
人格権侵害	<p>被保険者によって行われた文書または図画等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。</p>
IT機器等	<p>被保険者が所有、使用または管理する次に掲げるものをいい、データセンターおよびクラウドサービスプロバイダが提供するクラウドサービスを含むものとします。</p> <p>ア. 交換機、中継装置、電送装置等の通信機器</p> <p>イ. 電子計算機、パーソナルコンピュータ（ハードウェアのほか端末装置その他の周辺機器を含みます。）</p> <p>ウ. ソフトウェアまたはコンピュータプログラム（プログラム、アプリケーションソフトウェア、オペレーティングシステム等名称を問いません。）</p> <p>エ. 演算、判断処理または記憶等を行う集積回路および記憶装置（超小型演算処理装置（MPU）、中央演算処理装置（CPU）、各種集積回路（IC）、大規模集積回路（LSI）、超大規模集積回路（VLSI）、マイクロチップ、半導体メモリ等を含みます。）</p> <p>オ. アからエまでのいずれかのものが組み込まれ、または構成部品等として使用された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム</p> <p>カ. アからエまでのいずれかのものによって制御または監視された機械、装置、機器、器具、用品、用具またはシステム</p> <p>キ. 通信または放送のための回線設備</p>

6.サイバーリスク総合支援サービスについて

サービス	サービス	概要	ご利用対象	提供主体
情報・ツール提供サービス (無料) 	1. 情報提供サービス	サイバーリスクニュースやサイバー関連の情報誌といった情報のご提供、およびサイバーリスクセミナーを優先的にご案内いたします。	サイバーリスク保険 ご契約者様限定	東京海上日動 サイバーリスク 情報センター
	2. ツール提供サービス	従業員の皆様を対象としたサイバーリスクに関する教育支援ツールをご提供いたします。		
ベンチマークレポートサービス (無料) 	3. ベンチマークレポートサービス	米国サイエンス社のノウハウを活用し、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析し、業界内でのベンチマークや定点観測としてご利用いただけるサイバーリスクベンチマークレポートをご提供いたします。		
	簡易リスク診断サービス (無料) 	4. 定性リスク診断サービス	お客様のセキュリティ管理体制を簡易診断し、定性的にリスク診断を実施いたします。	どなた様でも ご利用いただけます
5. 定量リスク診断サービス		一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額（PML）を簡易算出し、定量的にリスク診断を実施いたします。		
専門事業者紹介サービス 	6. 平時の紹介サービス	事故発生前のセキュリティコンサルティングや脆弱性診断、セキュリティログ監視等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。	東京海上日動 サイバーリスク 情報センター	
	7. 有事の紹介サービス	事故発生時の駆けつけ支援、調査・応急対応支援、コールセンター設置支援等、お客様のご希望に応じた専門事業者をご紹介します。		

7. 保険金をお支払いしない主な場合

この保険では、次の事由等による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 ※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

<賠償責任部分・個人情報漏えい対応費用部分 共通の事由等>

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・保険契約者または被保険者が、法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊・紛失・盗取・詐取・使用不能・使用阻害。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した個人情報の漏えいまたはそのおそれに対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

等

<賠償責任部分のみに適用される事由等>

- ・保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた個人情報の漏えい（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害（「クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項」をセットした場合は、補償されます。）
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ・株価または売上高の変動

等

7. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。また、以下の記載は、IT業務条項不担保特約条項がセットされていることを前提としています。

詳細は、保険約款でご確認ください。

【共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 等

【ITユーザー条項・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 共通】

- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ・業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ・ネットワークを構成する機器・設備、プログラムまたはソフトウェアの耐用年数を超えた使用
- ・所定の期日までに記名被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
- ・被保険者の支払不能または破産
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動
- ・被保険者が第三者に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた請求

7. 保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合(続き)

- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかどうかにかかわらず、業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・IT業務の遂行

等

【サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項】

- ・被保険者相互間における損害賠償請求

【ネットワーク中断担保特約条項】

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ・債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ・被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること
- ・IT機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのIT機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ・賃貸借契約等の契約の失効、解除、その他の理由による終了または各種の免許の失効もしくは停止
- ・脅迫行為
- ・IT機器等の操作者または監督者等の不在
- ・衛星通信の機能の停止
- ・被保険者が新たなソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはコンピュータプログラムを使用した場合に、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害等
 - ①通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはコンピュータプログラムのかしによって生じた事故
 - ②ソフトウェアまたはコンピュータプログラムのかしによってテスト期間内または正式使用後1か月以内に生じた事故
- ・政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ・テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。以下同様とします。）
- ・テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

等

9. 年間保険料・ご加入方法

保険料算出にあたっては、代理店まで以下の資料のご提示をお願いいたします。資料をいただきましたら保険料を算出し、ご案内申し上げます。

●最近の会計年度の総売上高

（1年間に記名被保険者が販売または提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額）がわかる資料

なお、ご申告いただいた総売上高がご加入当時に把握可能な最近の会計年度の総売上高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますので、ご注意ください。

保険期間：2018年4月1日午後4時～2019年4月1日午後4時

申込締切日：2018年2月23日 ※中途加入は毎月受け付けます

1. 保険料・条件が確定しましたら、「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入し、ご捺印の上、代理店までご提出ください。サイバーリスク補償（サイバーリスク保険）にご加入の場合は、ご質問書もご提出ください。
2. 新規・更新保険料は、保険始期当月の27日（金融機関休業日の場合翌営業日）に引き落としとなります。
なお、通帳には「MBS.ショウカイク」「MBS」等と記帳されます。
3. 中途加入につきましては、代理店までお問い合わせ下さい。

10. ご注意事項

◆もし事故が起きたときは

サイバーリスク保険（危機管理対応費用）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

サイバーリスク保険（危機管理対応費用以外）、個人情報漏えい保険

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆ご契約者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※弊社の代理店には、告知受領権があります。

〈通知義務〉

ご加入後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

10. ご注意事項

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額（*）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

（*）ネットワーク中断担保特約を付帯する場合は、詳細は約款をご確認ください。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払い限度額をご確認のうえ、ご契約要否をご検討ください。

〈代理店の業務〉

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

この保険は、全国商工会連合会を契約者とし、商工会の会員事業者を記名被保険者とする個人情報漏えい保険とサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国商工会連合会が有します。

1 1. お問い合わせ先

ご高覧ありがとうございました。
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

調布市商工会

(所在地) 東京都調布市小島町2-36-21

(TEL) 042-485-2214

(FAX) 042-485-9951

または

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当)

西東京支店 府中支社

(所在地) 東京都府中市府中町1-1-5 府中高木ビル2F

(TEL) 042-361-4588 (代表)

(FAX)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

<通話料有料>

I P 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)